

平成26年度

南越前町社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

社会福祉を取り巻く現況は、少子高齢・人口減少といった人口動態の変動や単身世帯の増加といった世帯構造の大きな変化の中で、「制度の持続可能性」を合言葉に年金・医療・介護等の社会保障制度改革が待ったなしで進められようとしています。

そうした中、社会経済環境の変化や人間関係の希薄化から、経済的困窮や社会的孤立をめぐる問題もクローズアップされており、孤立死や自殺、ニートや引きこもり、虐待やDV、介護苦や子育て不安、ゴミ屋敷や買い物難民等といった生活・福祉課題は一段と多様化・深刻化していると言えます。

このような状況は、本町においても例外ではなく、南越前町社会福祉協議会が、あらゆる生活上の相談窓口として機能することが求められます。そこで、全ての職員が利用者（相談者）の立場に立って、寄り添い、個人の尊厳を保持することを“大切にしたい価値観”として認識し、より一層質の高いサービスを提供することで自立支援の促進を図ります。

さらに、解決困難な生活・福祉課題への対応や自助・共助を基本とした地域社会全体で支えるセーフティネットの構築のため、保健・医療・福祉の関係機関（団体）はもちろんのこと地域との連携・協働を図りながら、地域ニーズに即した福祉活動を展開します。

そして、最終目標とする共助社会の実現に向け、住民参加のつながりで、共に生き、共に支え合い、共に幸せを感じることでできる「だれもが安心して笑顔で暮らせるまちづくり」を推進します。

Ⅱ 事業内容

1. 地域福祉の計画的推進
 - ・ 地域福祉推進計画に掲げる実践活動の推進
 - ・ 地域福祉推進計画審議会（計画推進評価機関）の開催
2. 介護保険事業の適正な運営及び健全な経営
 - ・ 居宅介護支援事業（ケアプラン作成機関・認定調査の一部受託）の実施
【2事業所 南条・今庄】
 - ・ 訪問介護事業（介護予防訪問介護事業を含む）の実施 【1事業所】
 - ・ 通所介護事業（介護予防通所介護事業を含む）の実施
【2事業所 今庄・河野】
 - ・ 地域包括サブセンター事業（受託事業）の実施 【今庄・河野】
3. 社会福祉を目的とする事業に関するニーズ調査と連絡調整
 - ・ 要介護者、要支援者等の実情把握
 - ・ 民生児童委員協議会等の関係機関、団体との連絡調整
 - ・ 地域ふれあいサロン会場における生活ニーズ調査〔新規〕
4. 情報啓発事業
 - ・ 社協だより「きずな」の発行及び町広報紙を利用した啓発活動 【年4回】
 - ・ ホームページ（<http://www.shakyo.or.jp/hp/828/>）等による情報提供
 - ・ 社協活動・小地域福祉活動リーフレットの活用
5. 地域住民福祉活動推進事業
 - ・ 地域ふれあいサロン事業（一部受託事業）の実施
 - ・ 小地域見守りネットワークによる声かけ・見守り活動の推進
 - ・ 福祉スポーツ大会の実施 【10月】
 - ・ 地域福祉座談会の実施
 - ・ 福祉人材育成研修の実施
6. ボランティアセンター活動事業
 - ・ ボランティア情報紙の発行による啓発活動 【年4回】
 - ・ ボランティアの相談、登録、斡旋
 - ・ ボランティア養成講座の開催
 - ・ ボランティア保険の推進
 - ・ ボランティアセンター運営委員会の運営 【年3回】
 - ・ 災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施

- ・ 災害ボランティアセンター連絡会の設立に向けた協議
- ・ 災害時における社協相互支援協定に基づく連絡会議・訓練への参加

7. 高齢者福祉事業

- ・ 軽度生活援助事業（ホームヘルプサービス）（受託事業）の実施
- ・ 特定高齢者通所事業（受託事業）の実施
- ・ 配食サービス事業（受託事業）の実施
- ・ 高齢者料理教室の実施
- ・ ひとり暮らし高齢者等会食サービス事業の実施
- ・ サロン会場における運動普及事業（受託事業）の実施

8. 障害者福祉事業

- ・ 重度障害者寝具洗濯サービス事業の実施 【年2回】
- ・ 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）の実施
- ・ 障害者レクリエーションの実施 【10月・12月】
- ・ 重度身体障害者リフレッシュ事業の実施 【12月】

9. 児童福祉事業

- ・ 児童館管理運営事業（受託事業）の実施 【町内4児童館】
- ・ 河野子育て支援センター事業（受託事業）の実施
- ・ 民生児童委員、児童館、教育関係機関等と連携した児童の健全育成事業への参加・協力
- ・ 地域福祉推進校事業の実施 【町内7小中学校を指定】
- ・ 夏休みボランティアスクールの実施 【町内4小学校区】

10. 母子・父子福祉事業

- ・ 寡婦家庭、ひとり親家庭レクリエーションの実施

11. 利用援助・生活支援事業

- ・ 日常生活自立支援事業の実施
- ・ 地域支え合い配食ボランティア活動事業の実施
- ・ 福祉車輦（車椅子乗降可能車輦）貸出事業の実施
- ・ 福祉機器（車椅子・介護用ベッド）貸出事業の実施
- ・ 生活福祉資金貸付事業の窓口事務及び連絡調整
- ・ 在宅介護者リフレッシュ事業の実施 【12月】
- ・ 福祉循環バス運行事業の実施と今後の運行体制移行に向けた周知〔新規〕
- ・ 生活困窮者緊急支援事業の実施

1 2. 福祉総合相談事業

- ・ 福祉総合相談窓口の設置
- ・ 無料法律相談事業（受託事業）の実施 【年12回】

1 3. 共同募金運動の推進協力

- ・ 赤い羽根共同募金（戸別・事業所等）運動の推進協力 【10月～12月】
- ・ 歳末たすけあい募金運動の推進協力 【12月】
- ・ 福祉教育に結びつけた児童・生徒募金の推進
- ・ 災害義援金受付窓口の設置

1 4. 自主財源の確保

- ・ 一般会費（1口500円）、賛助会費（個人：1口2,000円以上）、特別賛助会費（事業所等：1口5,000円以上）の募集
- ・ 社会福祉基金へ寄付金の積立

1 5. 法人運営の体制整備

- ・ 理事会（年4回）、評議員会（年3回）の開催
- ・ 苦情解決第三者委員、苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置と運営
- ・ 苦情解決制度のPR事業の実施
- ・ 研修委員会を中心とした職員の資質向上、研修体制の充実
- ・ 新会計基準への移行（平成27年4月）に向けての準備【新規】

1 6. その他の事業

- ・ 各福祉団体（老人クラブ・身体障害者協会・ひまわり会・婦人福祉協議会・赤十字奉仕団・母子寡婦福祉会）の活動支援
- ・ 市民活動、NPO法人との協働活動の推進
- ・ 県、町などの福祉関係諸行事への参加
- ・ その他随時発生するもので、社会福祉協議会が取り扱うことが適切であると認められる事業